

令和元年 10 月 31 日

第 1 1 回　トラック輸送における取引環境・
労働時間改善宮崎県地方協議会

宮崎労働局説明資料

労働時間等説明会の実施等について

道路貨物運送業の事業場に対する労働時間等説明会実施要綱（案）

1. 趣旨

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取り組みを進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和6年（2024年）3月31日まで猶予されており、これまで、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた貨物運送業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。

- ### 2. 道路貨物運送業の事業場に対する労働時間等説明会（以下、「説明会」という。）の対象原則として、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下、「トラック協会」という。）の会員企業とする。

3. 説明会の対象者

説明の内容を考慮し、原則として、企業の労務管理等の実務担当者を主たる対象とするが、必要に応じ役員、実務に精通した事務担当者の出席も可とする。

4. 事務局

- （1）説明会の実施主体である宮崎、延岡、都城の各労働基準監督署に事務局をおく。
- （2）事務局は、本要綱に基づき、連携・調整役、トラック協会、国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局（以下、「宮崎運輸支局」という。）と調整の上、説明会を実施する。

5. 連携・調整役

- （1）連携・調整役は、トラック協会の事務局長とする。
- （2）連携・調整役は、トラック協会の各支部長に事務の一部を行わせることができる。
- （3）連携・調整役は、事務局とトラック協会の調整を行い、説明会の開催を対象事業場に周知する等必要な協力を行う。また、連携・調整役は、対象事業場から長時間労働削減に関する相談があった際には、管轄の労働基準監督署等を紹介する等、対象事業場による自主的な取組の促進に努める。
- （4）宮崎労働局、各労働基準監督署は、連携・調整役に対して情報提供等必要な支援を行う。

6. 説明会の実施時期

本要綱に基づき、令和元年11月以降に実施することとし、令和2年3月までの期間を目途に実施することを目指す。未実施の場合は令和2年4月以降に実施することも可能とする。

7. 説明会の対象単位・場所

- (1) 別紙一覧表のトラック協会の支部について、中央北支部と中央南支部、県北支部、都城支部の3つの単位を対象に説明会を実施することとする。
- (2) 事務局に係る労働基準監督署の担当者(以下、「監督署担当者」という。)は、トラック協会の各支部担当者と協議の上、説明会の実施場所を選定する。

8. 説明会の内容、構成、目安とする所要時間について

- (1) 労働基準監督署による説明(約1時間程度)
 - 労働基準法の労働時間制度について
 - 時間外労働に関する上限規制と適用猶予について(自動車運転者とそれ以外の職種における法律の適用の違いを含む)
 - 年次有給休暇の5日付与義務について
 - その他
- (2) 宮崎運輸支局による説明(約20分)
 - 貨物自動車運送業の働き方改革の推進について
- (3) 宮崎労働局雇用環境・均等室による説明(約30分)
 - 働き方改革の推進について
- (4) 質疑応答
- (5) (2)と(3)の説明は、調整がつかない場合には関係資料の配付のみとすることができる。

9. 説明会実施の調整、周知について

- (1) 説明会実施に係る日程、時間等詳細について、監督署担当者はトラック協会の支部担当者と協議した結果を宮崎運輸支局及び宮崎労働局雇用環境・均等室の担当者に通知する。その結果をもとに、監督署担当者は対象事業場に対して説明会の実施について文書で通知する。
- (2) トラック協会の支部担当者は、対象事業場に対して説明会の周知、参加勧奨を行うこととする。
- (3) 説明会に欠席した事業場の対応については、欠席した企業の参加希望状況等を踏まえ、必要に応じ、監督署担当者は追加説明会の実施の有無についてトラック協会の支部担当者と検討する。

10. トラック協会の会員企業以外の企業への対応について

- (1) 令和元年度においては、2.のとおりトラック協会の会員企業を対象として説明会を実施する。

(2) 令和 2 年度以降については、令和元年度の説明会の実施状況等を踏まえつつ、トラック協会の非会員企業に対する説明会の実施を検討する。

以上

別紙

一般社団法人宮崎県トラック協会に係る支部一覧

支部名	事務所所在地	会員企業数	管轄監督署
中央北支部	880-8519 宮崎市恒久1丁目7番21	144 社	宮崎署
中央南支部	880-8519 宮崎市恒久1丁目7番21	73 社	宮崎署 日南署
県北支部	883-0062 日向市日知屋 4726-6	93 社	延岡署
都城支部	885-0004 都城市都北町 5068-2	130 社	都城署

平成 31 年 4 月 1 日現在計 440 事業者。

九州・沖縄
ブロック

荷主と運送事業者のための

トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。トラック運転者の労働時間短縮は、荷主と運送事業者の双方が、歩み寄り、そして協力しあって取り組むことが必要です。

いま、考えてみませんか？
物流を支えるトラック運転者のこと。

セミナープログラム (予定)

※セミナーは全都道府県で開催します。

PART 1

荷主と運送事業者の協力による

取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明

株式会社 富士通総研 コンサルタント

PART 2

「ホワイト物流」推進運動について

国土交通省 地方運輸局(運輸支局)

PART 3

改正労働基準法のポイントについて

厚生労働省 都道府県労働局(労働基準監督署)

お申し込みの流れ

お申し込み期限:各開催日の1週間前まで

FAXでの申し込み 》 下記FAX申込書の各項目をご記入のうえ、FAX番号03-5401-8419に送信

インターネットでの申し込み 》 厚生労働省「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」の「セミナー申し込み画面」から、申し込みができます。
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/#seminar>



お申し込みに際しての留意事項

・反社会的勢力に該当すると認められた場合は、お申し込みを受付することができません。・申し込み多数の場合は、ご参加人数の調整をお願いする事があります。

FAX 申込書

以下ご記入頂き、切り取らずそのままFAX送信ください

「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、下記の通り申し込みます。 「個人情報の取扱い」は、 申込日 月 日
裏面をご確認願います。

参加希望セミナー(裏面を確認のうえ、○印を記載してください)

複数のセミナーを申し込まれる場合は、会場/開催日ごとに、FAXにてお申込みください

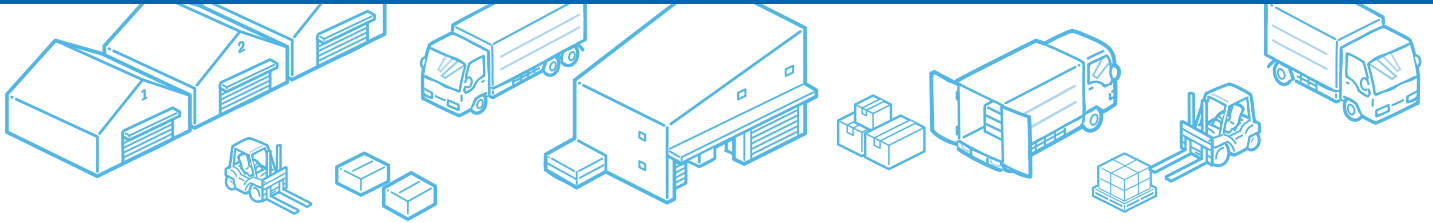
福岡 (2019.11.14)	福岡 (2020.1.28)	佐賀 (2019.10.29)	長崎 (2019.10.28)	熊本 (2019.12.3)	大分 (2020.1.21)	宮崎 (2020.2.6)	鹿児島 (2019.10.31)	沖縄 (2019.11.12)
貴社名	業 種			運送事業者 ・ 荷主 ・ その他				
受講者	代表者氏名			代表者メールアドレス				
	代表者含む 貴社合計ご参加人数			人	代表者電話番号			

FAX 03-5401-8419

セミナー当日、本用紙をご持参ください

開催

荷主と運送事業者のための トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー



セミナー会場

● 開始5分前までにはお越しください ● 公共交通機関のご利用をご検討ください

福岡	2019年11月14日(木) 13時00分～16時00分	福岡	2020年1月28日(火) 13時00分～16時00分	佐賀	2019年10月29日(火) 13時00分～16時00分
会場名	福岡県トラック総合会館 402会議室	会場名	ウェルとばた 多目的ホール	会場名	佐賀県トラック協会 研修会館 大会議室
住所	福岡県福岡市博多区博多駅東 1-18-8	住所	福岡県北九州市戸畑区 汐井町1番6号	住所	佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1 番20号
アクセス	・JR博多駅下車 徒歩5分	アクセス	・JR戸畑駅 徒歩2分	アクセス	【車】・JR佐賀駅より10分
長崎	2019年10月28日(月) 13時00分～16時00分	熊本	2019年12月3日(火) 13時00分～16時00分	大分	2020年1月21日(火) 13時00分～16時00分
会場名	長崎県勤労福祉会館 講堂	会場名	くまもと県民交流会館 会議室1	会場名	大分県トラック協会 大会議室
住所	長崎県長崎市桜町9-6	住所	熊本県熊本市中央区手取本町 8番9号 テトリアくまもとビル	住所	大分県大分市向原西1丁目 1-27
アクセス	・JR長崎駅下車 徒歩15分 ・長崎電気軌道 市民会館停留所 徒歩3分	アクセス	・市電 水道町電停 徒歩1分	アクセス	・JR高城駅から徒歩15分
宮崎	2020年2月6日(木) 13時00分～16時00分	鹿児島	2019年10月31日(木) 13時00分～16時00分	沖縄	2019年11月12日(火) 13時00分～16時00分
会場名	宮崎市民プラザ 大会議室	会場名	かごしま県民交流センター 大研修室 第4	会場名	九州沖縄トラック研修会館 第1研修室
住所	宮崎県宮崎市橘通西1丁目1 番2号	住所	鹿児島県鹿児島市山下町14-50	住所	沖縄県那覇市港町2丁目5番23号
アクセス	【バス】・JR 宮崎駅・南宮崎駅か らバスで10分	アクセス	・市電 水族館口電停下車 徒歩4分 ・JR鹿児島駅下車 徒歩10分	アクセス	【バス】・那覇バスターミナルより那覇バ ス101番線にて倉庫前(市場向け)下車。

会場の地図は、おもて面に記載のポータルサイトをご覧ください。※12時30分から開場します。

個人情報の取扱いについて

ご提供いただきました個人情報は弊社の「個人情報保護ポリシー」に則り、厳格に管理させていただきます。つきましては、以下に掲げる項目をご確認の上、ご同意いただき、ご記入下さいますようお願い申し上げます。

●本申込書により取得する個人情報は、荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナーの運営管理に利用させて頂くものとし、他の目的には一切使用いたしません。

●本申込書により取得する個人情報は、第三者へ提供することはありません。

●本申込書より取得する個人情報を委託することはありません。

●任意項目にご記入いただかない場合の不利益はありません。

●送信元FAX番号を記録することがあります。

●ご記入いただいた個人情報に関して、開示のご請求や利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用の停止・提供の停止に該当する場合には、個人情報ご相談窓口までお知らせください。

【個人情報ご相談窓口】

株式会社富士通総研 コンサルティング本部 ビジネスサイエンスグループ

セミナー事業担当 沖原 電話：(03)5401-8394 e-mail:fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com

【個人情報管理元責任者】

株式会社富士通総研 コンサルティング本部 ビジネスサイエンスグループ 沖原：(03)5401-8394

お問合せ窓口

厚生労働省委託事業者

株式会社 富士通総研

担当名：沖原・亀廻井(かめのい)・小田・田村

電話：03-5401-8394

メール：fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com

セミナー当日のプログラム (予定)

< 担当 >

※労働局による開会の挨拶、労働局による説明で使用する資料については
午前中に会場へ直接持ち込む必要あり
 (資料セットは受託者において行う。)

※労働局長による挨拶を想定(労働局長の日程の都合がつかない場合は
 労働基準部長又は監督課長を想定)

※各都道府県の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の
 荷主団体又は荷主企業の委員 に挨拶を依頼

※各都道府県の「トラック輸送又はトラック運送事業者の委員」に挨拶を依頼

受託者

受託者

受託者

労働局

荷主団体等

トラック運送事業者団体等

受託者

受託者

国土交通省

労働局

国土交通省、労働局

受託者

※労働時間相談・支援班又は局監督課による説明を想定

■会場準備

■受付

■開会宣言

■開会の挨拶

■荷主団体等の挨拶

■トラック運送事業者団体等の挨拶

■配布資料確認

■ガイドラインの説明(70分)

■パイロット事業 動画放映(10分)

■ポータルサイト紹介(5分)

質疑 応答 (10分)

■休憩

■国土交通省による説明

■労働局による説明

質疑 応答 (10分)

■閉会宣言

・「講師とのよろず相談」のお知らせ

アンケート記入(10分)

■セミナー終了後

16:00～16:30

■講師との「よろず相談」

・希望する受講者と自由な対話タイム (30分)

■会場 片付け

16:30～17:00

受託者

受託者

別添1